## 北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画若葉二丁目地区地区計画を次のように変更する。

都市計画者業一」日地区地区計画を火のように変更する。		
名 称		若葉二丁目地区地区計画
位置		北九州市八幡西区若葉二丁目地内
面 積		約0. 9ha
地区計画の目標		当地区は、北九州市の副都心黒崎より南方へ3kmに位置し、南側は、的場池公園 や養福寺貯水池をはじめとする緑濃い自然環境に恵まれ、周辺は、土地区画整理事 業により整然と区画化された低層戸建住宅地が形成されている。 また、東に約1kmの至近には都市高速道路黒崎インターがあり交通利便性にも優 れた地区である。 当地区では、自然環境に恵まれた低層戸建住宅の計画がなされているが、周辺の 住宅立地状況や自然環境も考慮し、適正な規制及び誘導を行い良好な居住環境の 形成及び保全を図る事を目標とする。
及び保全の方針区域の整備・開発	土地利用の 方針	周辺地域における環境保全上の支障がないように、うるおいのある低層戸建住宅地としての土地利用を図る。
	建築物等の 整備の方針	建築物の用途、敷地規模、壁面の位置等必要な制限を定め、低層戸建住宅地としての良好な住環境の形成を図る。
	建築物等の用途の制限	建築できる建築物は、次に掲げるものとする。 1 住宅(長屋を除く。) 2 集会所又は公民館 3 診療所 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 5 前各号の建築物に附属するもの
地区整備計画建築物等に関する	建築物の敷 地面積の最 低限度	200㎡。ただし、集会所若しくは公民館又は巡査派出所、その他これらに類する公 益上必要な建築物の敷地については、この限りではない。
	の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、1.0m以上とする。ただし、次のいずれかに該当する建築物又はその部分については、この限りではない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの 3 自動車車庫
画る事項	建築物等の 高さの最高 限度	10m。ただし、軒の高さは7mとする。
	建築物等の 形態又は意 匠の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、周辺の居住環境に調和した落ち着いたものとする。 2 広告物又は看板類の表示は、自己の用に供するものに限るとともに、周辺の美観を損なわないものとする。但し、表示面積は0.5㎡以下で、かつ高さは2m以下のものを敷地内に2ヶ所まで設置できるものとする。
	垣 又 は さく の構造の制 限	1 道路に面する側に設ける場合は、次に掲げるものとする。 (1) 生垣又は植栽 (2) 透視可能なネットフェンス等。但し、基礎は高さ60cm以下とし、道路境界線と当該ネットフェンス等の間に生垣又は植栽を施すものとする。 2 隣地に面する側に設ける場合は、ブロック塀その他これに類するものは、使用しないこととする。

## 「区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初 : 平成19年7月13日告示 第313号 変更(最終) : 平成29年1月24日告示 第29-2号

